

第2回 通常総会 開催のご案内



日 時: 2017(平成29)年4月22日(十) 14:00~16:00

場: 栃木県弁護士会会館4階ホール

宇都宮市明保野町1番6号

TEL: 028-689-9000

記念講演:14:00~15:30

演 題:「地域で防ごう高齢者被害~回れ回そう見守りネットの輪~」

講 師: 千葉マリン法律事務所 拝師 徳彦 弁護士

総 会:15:30~16:00

[議題]

第1号議案

2016年度事業報告・活動予算承認の件

及び監査報告

第2号議案

2017年度事業計画案及び活動予算案承認の件



会員登録更新のお願いと新規加入のご案内

2017年度(2017.4.1~2018.3.31)の会費を、同封させていただきました郵便振込用紙にて、お振込みく ださいますよう、お願いいたします。ただし、誠に恐れ入りますが、振込手数料は会員様にてご負担くださいます ようお願い申し上げます。

とちぎ消費者リンクの活動と運営は、会員の皆様の会費によって支えられます。

ぜひご加入いただきますよう、お願いいたします。またすでにご加入いただいている皆様には引き続き ご支援いただき、お友達をご紹介いただけますよう、お願いいたします。会員登録をしていただきます と、年4回会報をお届け致します。その中で、活動状況、学習会のお知らせ、その他消費者問題に関す る様々な情報をお届けします。

> 個人正会員 (一口 3000円) 団体正会員 (一口 10000円)

個人賛助会員 (一口 1000円) 団体賛助会員 (一口 5000円)

- 加入お申し込み・お問い合わせ先

特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク

〒320-0024 栃木県宇都宮市栄町1番15号 栃木県開発センタービル2F 栃木県生活協同組合連合会内 e-mail: tochiqilink@gmail.com URL: http://www.tochiqilink.org/

TEL/FAX 028-678-8000

とちぎ 消費者リンク

2017 **4** VOL. **4**



卷行目

2017/3/14

発行元:特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク 代表 山口益弘

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」に対する意見書

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク 会報

消費者庁及び農林水産省の共催する「加工食品の原料原産地表示に関する検討会」では、2016(平成28)年 11月29日付けで「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」を公表しました。

加工食品の原料原産地表示については、現行法上22食品群及び4品目に限られていますが、中間取りまとめで は、原料原産地表示対象品目を国内で製造し、又は加工した全ての加工食品に拡大することとして、この点については 賛成できます。しかし、消費者の自主的かつ合理的な選択を実質的に確保できるものとは言い難い点があることから、 消費者庁及び農林水産省に意見書を提出しました。

■意見の趣旨

- 1)義務表示の対象は、重量割合上位3位まで(ただし、 重量割合上位2位までで重量比率の大部分を占め る場合は2位まで)の原材料の原産地とすべきであ る。また、特定の原材料の名称を商品名又は商品名 の一部として使用する表示方法(いわゆる冠表示)の うち商品を特長づける原材料が商品名に含まれる商 品については,重量割合に係わらず当該原材料の原 産地を記載すべきである。
- 2)中間取りまとめにおける義務表示の例外の提案(可 能性表示、大括り表示及び中間加工原材料の製造地 表示)には反対する。
- 3)中間加工原材料については、原料の原産地と中間製 造地の双方の表示を義務付けるべきである。

■意見の理由〔概要版〕

1)義務表示の対象について

本表示制度案では、義務表示の対象を製品に占め る重量割合上位1位の原料に限っているが、1位の 原料の原産地しか表示されないことになると、消費 者は国産の原料が主に使用されていると誤認してし まうおそれがある。

また、特定の原材料の名称を商品名又は商品名の 一部として使用する表示方法(いわゆる冠表示)のう ち商品を特長づける原材料が商品名に含まれる商 品については、当該特定の原材料は消費者の関心も 高い原材料であるので、重量割合に係わらず原産地 を記載すべきである。

2)義務表示の例外について

本表示制度案では,義務表示の例外として,産地 切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ,国別重 量順の表示が困難であると見込まれる場合に、使用 可能性のある複数国を,使用が見込まれる重量割合 の高いものから順に「又は」でつないで表示する「可 能性表示」を認める。また、3以上の外国の産地表示 に関して産地切替えなどのたびに容器包装の変更 が生じ、国別重量順の表示が困難であると見込まれ る場合に、3か国以上の外国の産地表示を「輸入」と 括って表示する「大括り表示」を認める。さらに「大括 り表示+可能性表示」も認めている。

この結果、「輸入」(大括り表示の例)という「国産品 ではない」という意味しか有さない表示が認められ ることになる。

3)中間加工原材料の表示義務について

中間取りまとめでは、対象となる重量1位の原材 料が中間加工原材料である場合は、当該原材料の 製造地を「○○(国名)製造」と表示するとされてい る。しかし、これでは、原材料自体は外国産であるの に、中間加工を国内で行っていれば「国内製造」とい うことになるなどといった事態が生じることになる。

4)最後に(表示の「見やすさ」「わかりやすさ」について)

今回の改正で一括表示部分での文字数の増加は 避けられない。表示がさらに過密になることで、今ま で以上に見づらい表示になることが危惧される。「消 費者が原料原産地表示を活用できる」という視点か ら、制度の設計を検討し直すべきである。

検討委員会からの報告

2月には、第7回の検討委員会を行いました。気づいてみれば、もう検討委員会の活動を始めて半年が過ぎたことになります。月日が経つのは早いなと感じると共に、少しあせりも出てきた今日この頃です。

検討委員会においては、これまで13件ほどの事例を検 討してきました。例えば、賃貸借の契約条項、中古自動車 販売の規約、美容外科のチラシ、結婚式場の解約金条項 等の事例です。

このように、事例に恵まれ、順調なスタートとなりましたが、実際に検討を進めてみると、申入れを断念するケースもあります。

例えば、当初から検討していた賃貸借の契約条項の事例では、原状回復義務等において消費者契約法に違反すると考えられる条項があり、申入れをすることができると思われました。しかし、調査をしているうちに、他の適格消費者団体が、数年前に、同じ事業者に対して同じ内容で申し入れを行っていたことが分かりました。それにもかかわらず、問題のある条項がごく一部しか改訂されず、複数の問題があるまま本県で使われていたのです。当法人は、既に申入れをした他の団体と情報交換を行い、結果としては、従前の経緯をよく知っている他の団体に、今後の対応を委ねることとしました。

また、検討してきた事例の中には、一見消費者契約法

に違反すると考えられる事例でも、詳細に調べてみると、 既に判例で示された基準によれば消費者契約法に違反 しないとされる可能性が高いと分かり、申入れを断念し たものもありました。

あるいは、不当だと思われる規約があっても、消費者契約 法の問題として捉えることが困難なことから、検討を断念 した事例もありました。

このように、紆余曲折ありますが、昨年末には第1件目の申入れを行うことができました。事業者がこの申入れを真摯に受け止めて対応して下さり、消費者被害の予防・拡大につながることを期待しています。また、その他にも、近いうちに2~3件の申入れを行う方向で進めております。このように、少しずつでも検討委員会としての使命を果たすことができているのは、ひとえにご支援くださっている皆様のおかげと感謝しております。今後も引き続き、ご支援・ご協力をいただけますよう、お願い致します。

また、前記のような経緯により、現在、検討対象となる事例が当初よりも減ってきております。決して不当な勧誘行為や不当な契約条項がないわけではなく、当団体までそうした情報が届いていないのだと思います。

皆様の身の回りに不当な勧誘行為や不当な契約条項 と思われる事例がありましたら、是非お気軽に、情報提供 いただければ幸いです。

出前講座を

を活用してみませんか

当団体の弁護士または消費者問題の専門家が、身近で発生している消費者被害についてわかりやすくお話しします。

- 対象時間
- ●費 用
- ●場所

● テーマ (例)

- 町内や会社などの各種団体
- 1~2時間
- 無料
- ご指定ください
- ① 高齢者の消費者被害
- ② 若者に多い消費者被害
- ③ 食品、景品表示の問題 など

詳細については事務局にお問い合わせください



ホームページを開設しました

2017.2.20よりとちぎ消費者リンクのホームページを開設しました。

ホームページから情報提供の送信ができる ほか、会報のバックナンバー、身近な消費者被 害相談窓口のご案内などが閲覧できます。

今後さらに、申し入れ状況や、講座のご案内 などを充実させていきます。





第22回 適格消費者団体連絡協議会からの報告

3月4日~5日、全国の適格消費者団体や適格消費者団体を目指す団体の関係者が名古屋市に集まり、第22回適格消費者団体連絡協議会が開催されました。

1日目は、事例報告を中心に報告がありました。

クロレラチラシ配布差止等請求事件の最高裁の判断 について、チラシ広告が消費者契約法の「勧誘」にあたら ないということはできない=「勧誘」にあたる場合がある。

株式会社日本セレモニーに対する冠婚葬祭互助会解約手数料について、平均的損害のなかに会員募集に関する人件費が含まれる。その後、結婚式披露宴実施契約の解約料をめぐる問題についても報告があり、消費者契約法9条の平均的損害についての立証や検討すべき課題が多いという問題が提起。

NTTドコモの利用明細書の送付費用が、従来無料であったものを約款変更により一律100円に変更すると

いった無制限な約款変更を可能にする約款の差し止め。

「お試し価格表示で初回だけ安い」ということだけを強調し、2回目以降は通常料金であり、しかも必ず5か月以上購入しなければならないことを小さいポイントで表示する健康食品のインターネット上の表示に関する申し入れ。

ほかにも、消費者機構日本の特定適格消費者団体の 認定に向けた取り組み、消費者契約法の実体法改正の議 論や今後の取り組み、地方消費者行政の恒久的な財源 措置等に関する要望についての報告もありました。

2日目は、特定適格消費者団体を目指す会と適格消費者団体を目指す会の2つの分科会があり、適格消費者団体を目指す会では、適格消費者団体の認定に向けた段取りなど、先行して認められた団体や現在申請中の団体(消費者市民ネットとうほく)からの報告がありました。

全国適格消費者団体めぐり

② 埼玉消費者被害をなくす会

■ 団体プロフィール

名称

認定NPO法人

埼玉消費者被害をなくす会(略称「なくす会」)

所在地

埼玉県

さいたま市浦和区岸町7-11-5 埼玉県生協連内

組織概要(平成28年6月24日現在)

団体正会員18団体個人正会員115名団体賛助会員8団体個人賛助会員39名

主な活動の紹介

【裁判活動】

2017年1月25日、「株式会社NTTドコモ」に対する差止請求訴訟を東京地方裁判所民事部に提起した。

差止めの内容は、①当該事業者が消費者との間でX i サービス契約及びF OM A サービス契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込又は承諾の意思表示を行なってはならない、②別紙契約条項目録記載の契約条項が記載された契約書の用紙を廃棄すること、③当該事業者の従業員らが、上記の内容を記載した書面を配付することというものである。

同訴訟の第1回口頭弁論期日は、平成29年3月17日13時15分に指定された。

【裁判外活動】

2017年1月31日付けで、株式会社福栄エンタープライズに対し、修繕、契約の解除・消滅、連帯保証人、鍵の保管に関する賃貸借契約書の一部条項の修正等を求めて申入れを行なった。

これに対して、株式会社福栄エンタープライズから、2017年2月1日付で「してきがあったのでその後このような書式に変更しています」とする回答を受領した。

【提言要望活動】

2015年12月24日,総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課に対し、携帯電話契約において、消費者に対し、平易な表現で説明すること、現行の説明義務の対象事項をすべて書面交付の対象とすること、代理店への指導の強化等を求める意見書を提出。